

## 佐々町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集要領

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日に満了するため、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を下記のとおり募集します。

記

### 1. 業務内容

#### 1) 農業委員

身 分	地方公務員法第3条第3項1号に規定する特別職の非常勤
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議（毎月1回の総会出席）</li><li>農地等の利用の最適化（担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務</li><li>農地利用最適化推進指針の作成・変更</li><li>その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加</li></ul>
報 酬	会長 月額25,800円 職務代理19,200円 委員 月額18,900円 また、農地利用最適化の推進に資する活動に係る報酬を別途支給します。 （「佐々町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）

#### 2) 農地利用最適化推進委員

身 分	地方公務員法第3条第3項2号に規定する特別職の非常勤
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>担当区域内の農地等の利用の最適化（担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務</li><li>農地利用最適化推進指針の作成・変更等への意見</li><li>農地利用最適化に係る研修等への参加</li><li>農地の権利移動や転用等に係る審議に対する意見（毎月1回の総会出席）</li></ul>
報 酬	月額18,900円 また、農地利用最適化の推進に資する活動に係る報酬を別途支給します。 （「佐々町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）

### 2. 任用期間

- 1) 農業委員 令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年）  
2) 農地利用最適化推進委員 委嘱を受けた日～令和11年7月19日（3年）

### 3. 推薦を受ける者及び募集する者の資格要件

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、次の1)及び2)に掲げる者であって、また、3)共通要件事項の要件にいずれにも該当する者であること。なお、4)欠格事項のいずれかに該当する者は、農業委員及び農地利用最適化推進委員となることはできない。

#### 1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

#### 2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熟意と識見を有する者。

#### 3) 共通要件事項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・佐々町職員定数条例（昭和52年佐々町条例第12号）第2条に定める定数内の職員でない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でない者。

#### 4) 欠格条項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

### 4. 推薦及び募集を行う人数

1) 農業委員 13名

2) 農地利用最適化推進委員 5名

○農地利用最適化推進委員が担当する地区割表

地区番号	その地区の区域（行政区）名	人数
1	古川・志方・江里・大茂	1
2	里・口石・土手迎・浜迎・水道・四ツ井樋・沖田	1
3	木場	1
4	野寄・栗林・角山・牟田原	1
5	市瀬・神田	1

注：推薦及び応募において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできるが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼任することはできない。

### 5. 推薦及び募集を行う期間

令和8年2月13日（金）から 令和8年3月12日（木）まで（28日間）

### 6. 推薦及び募集に係る手続き

#### 1) 推薦による手続き

- ①農業者等からの推薦にあたっては、当該農業者等の代表が文書をもって推薦するものとする。
- ②農業者が組織する団体等からの推薦にあたっては、当該団体及び組織の代表者の文書をもつて推薦するものとする。

③推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。

- ・推薦をする者の代表者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- ・推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦の理由
- ・推薦をする者が、推薦を受ける者について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別
- ・農業委員の推薦の場合は、推薦を受ける者が認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載する。）
- ・農地利用最適化推進委員の推薦の場合は、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において推薦をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載する。）

④推薦をする者の代表者及び団体等は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者推薦届出書（様式第1号）により提出するものとする。

## 2) 応募による手続き

①一般募集に応募する者は、次の事項を記載するものとする。

- ・応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・応募の理由
- ・応募する者が、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別
- ・農業委員への募集の場合は、応募する者が認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載する。）
- ・農地利用最適化推進委員への応募の場合は、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において応募をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載する。）

②応募する者は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者応募届出書（様式第2号）により提出するものとする。

## 7. 推薦及び募集に係る書類の提出

推薦をする者の代表者及び団体等並びに一般募集に応募する者は、「推薦及び応募に係る手続き」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に関係書類を添えて、農業委員にあっては農林水産課に、また、農地利用最適化推進委員にあたっては農業委員会に提出するものとする。

### 1) 提出方法

書類は封入のうえ、封筒の表に「農業委員公募」又は「農地利用最適化推進委員公募」と朱書し、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による提出は、募集期限までに役場に必着するものとする。

### 2) 提出場所及び問い合わせ先

農業委員 : 農林水産課

農地利用最適化推進委員 : 農業委員会事務局

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

電話：0956-62-2101 (代) FAX：0956-62-3178

## 8. 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況について、町ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募にかかる書類をもとに次のとおり公表する。

### 1) 推薦及び募集状況の公表時期

- ・中間公表：令和8年2月26日（木）
- ・最終公表：令和8年3月12日（木）

### 2) 公表する事項

- ・推薦をする者の住所又は推薦をする法人・団体等の住所地以外の規定された事項
- ・推薦を受けた者及び応募した者の住所以外の規定された事項
- ・推薦を受けた者及び応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等の数

## 9. 選考方法及び選考結果の公表

### 1) 農業委員

佐々町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、令和8年6月定例町議会の承認を得たのち、令和8年7月下旬に町ホームページ等により公表する。

### 2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会の総会において、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、新たな農業委員による総会で決定を得たのち、令和8年7月下旬に町ホームページ等により公表する。

## 10. その他の注意事項

- 1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
- 2) 推薦届出書及び応募届出書の提出は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、委員及び推進委員となることが決定されたものではない。
- 3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。
- 4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、農林水産課または農業委員会事務局で入手すること。